長崎市農業委員会　令和８年９月総会　議事録

1　日　　時　　令和８年９月30日　　14：00　開会
15：55　閉会

2　会　　場　　長崎市役所７階 大会議室（長崎市魚の町４番１号）

3　役　　員　　会　　長　平尾　政博
会長職務代理者　村田　美津枝

4　出席農業委員（17名）

岩本　隆	尾﨑　正孝	上川　満治	河平　久明	城戸　利美
柴原　恵	野中　麻美	野本　英世	平尾　政博	増田　茂
松尾　隆治	峰　忠幸	村田　美津枝	森内　悟己	森保　欣也
森山　安男	栁川　八百秀			

5　欠席農業委員（2名）

岩永　一也　　木村　眞実

6　出席推進委員（21名）

浦川　英敏	浦川　雅晴	小方　貴子	川口　智也	田中　幹生
中村　数昭	中山　辰也	野口　弘人	野口　洋太郎	橋口　清
本田　雅博	松浦　行信	松尾　健人	松林　和幸	松本　貞幸
松本　守	三浦　芳人	山口　栄治	山口　憲昭	山下　和孝
吉岡　信夫				

7　欠席推進委員（3名）

今村　秀喜　　久保　正　　宮﨑　好徳

8　出席職員

【農委事務局】松尾事務長　平尾農政管理係長　中山農地係長　浦上主事
【農林振興課】城野産地振興係長

9　議事

【付議事項】

（1） 農地法第 3 条の規定による許可申請について

（2） 農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について

（3） 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について

（4） 非農地の判断について

【報告事項】

（1）農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請の取り下げについて

（2）事務局長専決事項の報告について

（3）長崎県農業会議常設審議委員会について

【その他の事項】

（1）令和 8 年度　経営所得安定対策に伴う現地確認業務について

（2）農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

（3）農業委員会視察研修について

（4）非農地判断の対象について

（5）全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について

（6）農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について

（7）令和 8 年 10 月、11 月の行事予定について

〇事務長　それでは、ただ今から令和 8 年 9 月農業委員会総会を開会いたします。本日は大場事務局長が別の用務がありまして、出席ができませんのでご了承をお願いします。また本日は、その他の事項 1「令和 8 年度　経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」の説明のため、農林振興課の職員の方に出席いただいておりますので、ご紹介いたします。城野産地振興係長です。それでは、議事進行につきましては、長崎市農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

〇議長　みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、9 月の総会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは座って議事を進めさせていただきます。委員定足数報告を事務局からお願いします。

〇事務長　本日の総会につきましては、農業委員の出席は 19 名のうち 17 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 24 名のうち 21 名でございます。以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。それでは、議事録署名人を指名させていただきます。柴原恵委員と野中麻美委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〇柴原農業委員・野中農業委員（承諾）

〇議長　それでは、総会を進めさせていただきます。本日は、付議事項が 4 件ございますが、先ほど紹介がありましたとおり、農林振興課の方に出席いただいております。時間の都合もございますので、先にその他の事項 1「令和 8 年度経営所得安定対策に伴う現地確

認業務について」農林振興課から説明をお願いします。

〇産地振興係長　農林振興課の城野と申します。「令和 8 年度経営所得安定対策に伴う現地確認業務について」という資料を使って説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず資料の 1 ページをお開きください。国の経営所得安定対策といいまして、毎年 9 月の総会の時に、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にお願いをさせていただいているものになります。この経営所得安定対策という事業につきましては、国が全国的に実施している事業となっておりまして、水田に転作作物、お米以外の作物を作付けをした場合に、資料の 1 ページ目に書いてあるような水田活用の直接支払交付金という交付金が国から直接申請者へ支払われる制度となっております。今年度の交付金の単価としましては、イチゴ、アスパラ、トマト、花につきましては 10a あたり 26,000 円、そば、なたねにつきましては 10a あたり 20,000 円。それ以外の転作作物につきましては 10a あたり 17,000 円の単価となっております。こちらは年度の途中に交付金の再配当がありますので、現時点での単価をお示ししておりますが、年度末の支払い時期が近づいてくると、単価が変わる可能性がありますが、現時点での単価ということでご覧いただければと思います。この単価で設定された交付金なんですけれども、令和 7 年度につきましては 105 件の交付実績となっておりまして、530 万円の交付がなされております。今年度、令和 8 年度につきましては、4 月から申請書を受付しておりまして、受付は締め切ったのですが、今のところ 82 件、交付金は資料に記載の単価で計算したところ、約 380 万円の交付見込みとなっております。

次のページに交付までの手続きについてということで記載しております。こちらの交付金につきましては、お支払いするための手続き関係を長崎地域再生協議会というところが事務を取り扱っております。実際はこの再生協議会から申請者の情報を国の方に報告をし

て、国から直接交付金が申請者に支払われる制度となっております。先ほども申し上げたとおり、4 月から 6 月にかけて農家さんからの申請書を集めまして、今から 11 月にかけて、赤で囲んでいるところになりますが、作付けの現地確認を皆様にご協力をいただきながら進めてまいるようなスケジュールになっております。その後、来年の 3 月に申請者に国から交付金が交付されるというのが大まかなスケジュールになっております。現地確認の業務につきましては、資料の最後のページを 1 枚めくったところに横書きで現地確認簿記入例が載っております。今年の 10 月中旬ごろに農業委員の皆さまに、この現地確認簿を個別に郵送で配布させていただきます。その現地確認簿には、それぞれ皆様に現地確認をしていただきたい農地の地番と交付金の申請者のお名前、農地の作付面積、作付け品目が記載してあります。皆様にお願いしたいのが、この現地確認簿を使って、現地確認をお願いしたいと思っております。12 月に謝礼金の支払いのための振込口座の確認をさせていただいた後、1 月中旬に謝礼金のお支払いをさせていただくこととしております。

資料は次のページをご覧ください。上の方に現地確認実施要領と書かれているページです。確認事項になりますが、主に 3 点、皆様には確認をしていただきます。現地確認簿が送られてきましたら、現地に出向いていただき、確認簿に載っている品目の作物が作付けされているかの確認をお願いします。これが 1 点目です。次に 2 点目は現地確認簿に記載されている作付面積が現地を見たときに、大きくずれがないかの確認をお願いします。これは明らかに面積がおかしい場合は二重線を引いて、だいたいの面積で構いませんので、記入いただければと思います。3 点目が現地確認簿の右側の方に施設の有無を記入していただく欄があります。現地を確認していただいたときに、建物やハウスがなければ「無」に丸をつけていただければと思います。ハウスや倉庫などの施設が農地に建っている場合は、ハウスなら「ハウス」に丸を、ハウス以外のものが建っている場合には「その他」に丸をしていただければと思います。次に、現地確認簿の記載要領になりますが、そういがあった場合は記入例を見ながら正しい品目や面積などを記入していただいた後、確認が終

わった農地につきまして、押印欄のところに印鑑をお願いします。あと、確認日の欄がありますので、現地確認を行った日にちの記入をお願いします。作物名のところは、現地を見に行ったときに何も作付けがされていなくて、申請者の方から 1 年間なにも作付けをしていないという話があった場合は、作物名を二重線で消して、自己保全管理と記入していただければと思います。現地確認簿の提出につきましては、11 月 27 日を提出期限とさせていただいております。

最後の裏表紙のところになりますが、今現在、交付金の申請者が申請されている畑を農業委員さん、推進委員さんにそれぞれ割り振らせていただいた結果を記載しております。この名簿にお名前がある方につきましては、10 月中旬ごろに依頼を送らせていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上です。

○議長　ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

○柴原農業委員　4 月から 6 月に農家が申請書提出となっていますけど、実際漏れはいないんでしょうか。該当する人は全員申請を出しているんでしょうか。

○産地振興係長　該当する人たちにつきましては、今年の 3 月に申請書をご自宅に郵送しております。その方たちから申請書を出していただいております。内容が申請できるか分からないという方たちについては、申請するという形で出していただいて、6 月、7 月に申請する方たちの面談会を開きまして、その中で申請できるかどうかをふるいにかけさせていただいておりますので、申請ができる人については漏れなく申請はしていただいているものというふうに考えております。

○柴原農業委員　つまり、分からないからしないという方も何人かいるんですよね。

○産地振興係長　そうですね。

○柴原農業委員　分かりました。

○議長　他にございませんか。

○城戸農業委員　現地確認記入例のところの施設の有無というところで、ハウスにもビニール部分と骨の部分があるんですけど、その取扱いと、この 3 つに分けた要因が何の意味があるのか。というのは以前ハウスがあれば対象外ですよと審査の時に聞いたという人がいるんです。なので申請しないというふうに言われたもので、そこらへんの取り扱いがどうなっているのか。

○産地振興係長　ハウスにつきましては、国庫事業で設置したハウスが建ってる場合は対象外とさせていただくんですけれども、国庫のハウスかどうかというのをうちで確認をする前に、現地にハウス等があるかどうかというのを確認していただくために、この欄を設けております。ハウスに丸がついてきたところについて、うちのほうで過去に国庫事業を使ってハウスを建てた農地なのかというのを確認させていただくための入り口として、施設の有無を現地確認の時に書いていただくようにさせていただいております。

○城戸農業委員　国庫を活用した農地のデータがあるわけですね。

○産地振興係長　そうですね。最終的にはうちが保有している国庫事業でハウスを建てた農地の地番と照合するような形になります。

〇議長　他にありませんか。

〇岩本農業委員　〇〇さんという方で〇〇の方なんですけれども、今までずっと申請してたんですけど、今回載ってなくて、申請できないとなったんですかね。ふるいにかけられたのかと思って。

〇産地振興係長　個人さんが申請をされているかどうかは、私もデータを持っていないので、今ここでは答えられないので、必要な場合はあとでお答えさせていただこうかと思います。

〇岩本農業委員　〇〇さんとふれあい市で会うんですが、そのときに本人に聞くことはできないんですかね。〇〇さんに直接、なんかあったのかと。

〇産地振興係長　〇〇さんの連絡先は、過去の申請者のデータベースの中に入っていれば、連絡することは可能かなと思います。

〇議長　他にございませんか。ないようならちょっといいですか。申請が前年度と比べて20％くらい減っているんですが、この大きな原因は何ですか。

〇産地振興係長　そこについては、作付けをやめたとか、この経営所得安定対策というのは販売をしていることというのが要件の１つになっておりまして、作付けはしているけれど販売はやめたとか、いろいろなパターンがあるとは思うんですけれども、そういった方が件数が減った原因の大部分を占めているのではないかと思います。

〇議長　廃業とかの確認はしていないんでしょ。

〇産地振興係長　廃業したというところまでは確認はできていないです。

〇議長　他にないようでしたら、業務の都合がございますので、農林振興課の方はここで退席されます。本日はご出席いただき、ありがとうございました。

―　農林振興課職員　退席　―

〇議長　続きまして、第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長　それでは、第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは、第１号議案１番についてご説明いたします。議案書の１ページをご覧ください。本件は、議案記載の見崎町の農地１筆について、譲受人が贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第３条第２項の許可要件につきましては、第１号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第４号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は３人で965日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては野本英世委員よりご報告いただきます。

〇野本農業委員　現地調査についてご報告いたします。9 月 14 日に私と宮﨑推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。申請地はミカンの栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

〇農地係長　次に、2 番についてご説明いたします。議案書は引き続き 1 ページをご覧ください。本件は、議案記載の琴海大平町の農地 1 筆について、譲受人が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は譲受人から農地取得について相談があったため、譲受人は新規就農のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 2 人で 250 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては野中麻美農業委員よりご報告いただきます。

〇野中農業委員　現地調査についてご報告いたします。9 月 14 日に私と今村推進委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

〇農地係長　次に、3 番についてご説明いたします。議案書の 2 ページをご覧ください。本件は、議案記載の宮崎町の農地 7 筆及び里道の一部、計 2,190 ㎡について、賃借権の設定を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、賃貸人は農業生産団地用地として活用させるため、賃借人はビワ及び露地野菜の栽培に供するため

でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 3 人で 900 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては松浦行信推進委員よりご報告いただきます。

〇松浦推進委員　現地調査についてご報告いたします。9 月 3 日に私と森保農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地はビワ、露地野菜の栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

〇農地係長　次に 4 番についてご説明いたします。引き続き議案書の 2 ページをご覧ください。本件は、議案記載の三京町の農地 1 筆の一部、2,515 ㎡について、賃借権の設定を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、賃貸人は新規就農者の育成施設用地として活用させるため、賃借人は新規就農者の育成施設に供するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第 3 条第 2 項の許可要件につきましては、第 1 号の全部効率利用要件は不耕作面積もないため要件を満たしております。第 4 号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は 4 人で 510 日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては小方貴子推進委員よりご報告いただきます。

〇小方推進委員　現地調査についてご報告いたします。9 月 11 日に私と野本農業委員、事

務局とで現地確認を行いました。申請地はイチゴの栽培を行います。第 6 号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。第 1 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〇城戸農業委員　面積のカッコ書きはなんですか。

〇農地係長　カッコ書きは、その農地 1 筆のうち、今回賃借権を設定する面積です。

〇城戸農業委員　里道も入ってるんですね。

〇農地係長　はい、本来土地を分筆するときには所有権の移転だったり、担保権の設定などをするときでありまして、ここは長崎市所有の農業用地として整理したところでありまして、畑の区画についてはきちんとしているもので、実際の利用に関しては何ら問題ないと。実際これを測量するのであれば、かなりの費用と、例えば隣接土地所有者が不明だったりすると境界が確定しないことになったりします。それと内部を通過している里道に関しましては、この圃場の中に通路を設定しておりますので、機能的には回復しているものであり、里道の通行を妨げるものではありませんので、公共のこういったところについては分筆せずに里道を付け替えるような形で使用をしているところです。

〇議長　他にございませんか。ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 1 号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員　異議なし

〇議長　ありがとうございました。第 1 号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。

　続きまして、第 2 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長　それでは､第 2 号議案｢農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」に関してご説明いたします。議案書の 3 ページをご覧ください。本件は議案の 1 番に記載する神浦江川町の農地 1 筆について、駐車場の目的で許可申請がなされたものでございます。また、本件は平成 3 年頃から駐車場として利用されており、追認許可申請となっております。なお、申請書受付前に県に確認した結果、追認許可相当との判断がなされております。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。〇〇の来客用駐車場として 18 台分を確保しています。雨水排水につきましては、道路側溝に自然放流され、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては次の 2 番と併せて報告いたします。

　引き続き、議案書の 3 ページをご覧ください。本件は 2 番に記載する上黒崎町の農地 4 筆について、駐車場及び花壇の設置の目的で申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用地区域外の農地で甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地に該当するものと判断され

ます。次が利用計画図でございます。駐車場については、その南側の土地に譲受人が設置予定の店舗用駐車スペースであり、12 台の駐車予定です。他の農地 3 筆は花壇を設置する予定です。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、1 番と併せて山口栄治推進委員より報告をお願いいたします。

〇山口（栄）推進委員　1 番及び 2 番の現地調査についてご報告いたします。9 月 16 日に私と岩永農業委員、事務局とで現地確認を行いました。

1 番の申請地は平成 3 年頃から隣接する〇〇の来客用駐車場として利用されており、追認許可申請となっていますが、これまで何ら問題もなく、隣接する農地への日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認しました。

2 番の申請地は畑を整地し、隣接地に予定しているカフェの駐車場及び花壇となる予定です。隣接する農地もなく、転用については特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

〇農地係長　引き続き、議案書の 3 ページをご覧ください。本件は 3 番に記載する西海町の農地 4 筆について、建設残土処分による一時転用の目的で許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用地区域外の農地で、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平図計画図でございます。図面中央を横断するのが県道であり、その下の黄色い部分と緑色の部分が転用の対象となる農地でございます。また、薄い赤色の部分は道路法面になります。次に断面図でございます。最大で 4.5 メートル程度の盛土を行う計画となっています。今回は一時転用となりますので、埋め立て完了後は農

地として復元することとなり、復元方法については地権者の合意を得ています。また、道路管理者である長崎県から、道路法面の埋立及び工事期間中のガードレールの撤去についても承認されております。雨水排水については、北側は道路側溝を整備し、南・東側は河川に放流し、汚水・生活雑排水は発生しません。なお、本件は盛土規制法に該当する案件になりますので、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請もなされております。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の 4 番と併せて報告いたします。

議案書の 4 ページをご覧ください。本件は 4 番に記載する西海町の農地 1 筆について、資材置場設置の目的で許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は農用地区域外の農地で、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない、第 2 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。通路部分と駐車場になります。雨水排水につきましては、自然流下となっており、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現在は雑草が繁茂していますが、除草後、整地して使用します。現地調査につきましては、3 番と併せて、松林和幸推進委員より報告をお願いいたします。

〇松林推進委員　3 番及び 4 番の現地調査についてご報告いたします。9 月 16 日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。

3 番については残土処分の埋め立てによる、2 年 6 か月の一時転用になります。雨水排水等の環境面について、特に問題ないことを確認しました。

4 番については資材置場のための転用になります。雨水排水等の環境面について特に問題ないことを確認しました。報告は以上でございます。

〇農地係長　引き続き、議案書の 4 ページをご覧ください。本件は 5 番に記載する畝刈町

の農地 1 筆について、蓄電事業の関連設備の設置の目的で許可申請がなされたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。当該地は市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の第 3 種農地に該当するものと判断されます。次が平図面でございます。本設備は、近隣の鉄塔から敷地内へ送電線を引き込み、それを固定するための鉄骨構造物です。敷地外から空中を通ってきた電気はここで一度受け止められ、そこからは地下の埋設管路を通って蓄電設備へと送電されます。雨水排水につきましては、自然流下となっており、汚水・生活雑排水は発生しません。次が現地の写真です。現地調査につきましては、小方貴子推進委員より報告をお願いいたします。

〇小方推進委員　5 番の現地調査についてご報告いたします。9 月 18 日に私と野本農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、九州電力の鉄塔から送電線を引き込むための構造物を設置します。樹木の伐採は行いますが、敷地の造成は行いません。雨水は自然流下となっており、近隣に耕作中の農地もなく、日照・通風等に影響を及ぼす恐れもないことから、転用については特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。第 2 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〇森山農業委員　2 号議案の 2 番ですけれども、転用事由用途のところに駐車場及び花畑としてありますけれども、花畑については転用する必要はないんじゃないかと思いますが、そのへんはどうなんでしょうか。

〇農地係長　こちらに関しては、喫茶店に来る方の憩いの場ではないですけど、作物を生産する目的ではないということで、単なる庭園の一部としての花壇ということで花の栽培とかそういったこととは意味合いが違うということで、今回、花壇としての転用となっております。

〇森山農業委員　花畑であれば畑、畑であれば農地、そういうふうに捉えられるわけですけれども、花であれば切り売りもできますし、そのへんどうしても転用しとった方がよかとですかね。

〇農地係長　はい、ここが結局、栽培用の花ということではなく、通常の庭の花壇のように、花を植えてカフェの雰囲気を出すということなので、この場合は、農地としての花の生産としての意味合いが全くございませんので、この場合は転用が必要になると考えております。

〇森山農業委員　分かりました。

〇議長　他にございませんか。あの、3 番の〇〇さんの住所は確認してもらえましたか。

〇農地係長　申請書には〇〇で記載されていますが、申請者に確認して、誤りであれば修正して、県の方に提出いたします。

〇議長　他にございませんか。ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 2 号議案について許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員　異議なし

〇議長　ありがとうございました。第 2 号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。

　続きまして、第 3 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

〇農地係長　続きまして、第 3 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは 1 番についてご説明いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。本件は、議案記載の田手原町の農地 1 筆について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。借受人は新規就農者であり、設定後の経営面積は 760 ㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の 2 番と併せて報告いたします。

　続きまして 2 番についてご説明いたします。議案書は引き続き 5 ページをご覧ください。本件は、議案記載の田手原町の農地 1 筆の一部 1000 ㎡について、長崎県農業振興公社が 5 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、5 年の賃貸借により現在の借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。借受人は新規就農者であり、設定後の経営面積は

1000 ㎡となり、利用につきましては露地野菜の栽培を予定しています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、1 番と併せて浦川雅晴委員からご報告いたします。

〇浦川（雅）推進委員　1 番と 2 番の現地調査について報告します。9 月 2 日に私と村田農業委員、事務局とで現地確認を行いました。1 番、2 番ともに申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはどちらも露地野菜の栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇農地係長　続きまして 3 番についてご説明いたします。議案書は 6 ページをご覧ください。本件は、議案記載の川原町の農地 1 筆 1071 ㎡について長崎県農業振興公社が 20 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、20 年の賃貸借により借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 11,452 ㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、山口憲昭推進委員からご報告いたします。

〇山口（憲）推進委員　3 番の現地調査について報告します。9 月 3 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、ビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇農地係長　次は 4 番についてご説明いたします。議案書は、引き続き 6 ページをご覧ください。本件は、議案記載の脇岬町の農地 5 筆計 1,313 ㎡について長崎県農業振興公社が 20 年の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、20 年の使用貸借により借受人へ利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、3,933 ㎡となり、利用につきましてはレモン及びカキの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、次の 5 番と併せて報告いたします。

次は、5 番についてご説明いたします。議案書 7 ページをご覧ください。本件は、議案記載の脇岬町の農地 1 筆の一部 4,200 ㎡について、長崎県農業振興公社が 20 年の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、20 年の使用貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 8,133 ㎡となり、利用につきましてはビワの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、4 番と併せて松浦行信推進委員からご報告いたします。

〇松浦推進委員　4 番及び 5 番の現地調査について報告します。9 月 3 日に私と柴原農業委員、事務局とで現地確認を行いました。4 番は利用権の新規設定を行うもので、利用についてはレモン、カキなどの栽培を予定しています。5 番は利用権の新規設定を行うもので、利用につきましてはビワの栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇農地係長　次は、6 番についてご説明いたします。議案書は引き続き 7 ページをご覧く

ださい。本件は、議案記載の琴海戸根町の農地 1 筆 1,455 ㎡について、長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました農地について、10 年の賃貸借により利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は 4,992 ㎡となり、利用につきましては水稲の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川口智也推進委員からご報告いたします。

〇川口推進委員　現地調査について報告します。9 月 2 日に私と森山農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については水稲の栽培を予定しています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。第 3 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

―　意見等なし　―

〇議長　ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 3 号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員　異議なし

〇議長　ありがとうございました。第 3 号議案について、計画相当と認めることに決定い

たします。続きまして、第 4 号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

〇農地係長　それでは第 4 号議案 1 番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。9 ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は高島町の計 93 筆、計 8,088.72 ㎡でございます。なお、全筆とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はございません。調査対象範囲につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象範囲は高島町の全域になります。拡大したものが 7 枚ございます。次が現地の写真です。現地の写真が 6 枚ございます。現地調査につきましては、調査を行いました松本貞幸推進委員よりご報告いただきます。

〇松本（貞）推進委員　現地調査についてご報告いたします。8 月 10 日に森保農業委員及び事務局と高島町について現地確認を行いました。調査を行った 93 筆はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

〇農地係長　続きまして、第 4 号議案の 2 番から 3 番、非農地判断の個別案件についてご説明いたします。議案書の 10 ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が 2 件、合計筆数が 2 筆、合計面積 788 ㎡について、非農地通知申出が提出されております。それでは、2 番について説明いたします。対象となる農地は、立山二丁目の農地 1 筆 94 ㎡で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告いたします。

〇浦川（英）推進委員　現地調査についてご報告いたします。9 月 11 日に、事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

〇農地係長　続いて、3 番について、説明させていただきます。対象となる農地は、田中町の農地 1 筆 694 ㎡で、詳細は議案記載のとおりでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては松尾健人推進委員より報告いたします。

〇松尾（健）推進委員　現地調査についてご報告いたします。9 月 11 日に城戸農業委員、事務局と現地確認を行いました。申請地はすでに森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。第 4 号議案についてご意見、ご質問はございませんか。

―　意見等なし　―

〇議長　ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第 4 号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〇委員全員 異議なし

〇議長　ありがとうございました。第 4 号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。

　続きまして、報告事項に入ります。報告事項 1「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可申請の取り下げについて」事務局から説明をお願いします。

〇農地係長　それでは、報告事項 1「農地法第 5 条第 1 項の規定による転用許可の申請の取り下げについて」に関してご報告いたします。左上に②と記した資料の 1 ページをご覧ください。取下げの申出者、場所等につきましては、資料記載のとおりでございます。本件は、先月の農業委員会総会で審議し、承認を行った農地法第 5 条第 1 項の規定よる転用許可申請について、9 月 4 日に申請者から取下げの申立てがなされたものでございます。取下げ理由につきましては、一時転用に関して、隣接土地所有者の理解が得られなかったとのことから、取下げを行うとの説明がなされております。なお、取下げにともない、転用申請に関する長崎県農業会議の常設審議委員会への諮問についても中止になりました。報告は以上です。

〇議長　ありがとうございました。この件についてご質問はございませんか。

―　質問なし　―

〇議長　ないようでしたら続きまして、報告事項 2「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いします。

〇農地係長　それでは、報告事項 2「事務局長専決事項」についてご報告いたします。資料の 2 ページから 3 ページをご覧ください。農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化

区域内の転用の届出が、3 件提出されました。また、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は、4 件でした。計 7 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

〇議長　ありがとうございました。続きまして、報告事項 3「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、9 月 10 日に開催されました。資料は、4 ページから 5 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

　続きまして、その他の事項 2「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」事務局から説明をお願いします。

〇農政管理係長　その他の事項 2「農地等利用最適化推進施策に関する意見書について」説明いたします。左上に③と記載がある、その他の事項の資料 1 ページをご覧ください。「1 経緯」については、記載のとおり農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項の規定に基づき、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を長崎市に提出するものでございます。意見書提出までの今後のスケジュールですが、「2」に記載のとおり 10 月の総会で付議事項として意見書についてご審議いただき、11 月の総会開催日である 11 月 26 日 14 時から、この会場において、市長へ意見書を提出する予定としております。2 ページには、次第などを記載しておりますのでご参照ください。資料の 3 ページからが意見書（案）として整理したものになります。まず、4 ページの会長名による鑑の文章については、要約しますと農業者の高齢化や後継者不足など農業を取り巻く状況は大変厳しく、国内外においても世界情勢の不安定化や飼料等の農業生産資材の高騰、温暖化による異常気象などが続いている。そのような中、国では令和 5 年に農業経営基盤強化促進法などの法改正を経て、

農地の集約化を進めるべく「地域計画」の策定を義務付け、長崎市農業委員会においても策定した「地域計画」に基づき、今後、農地利用の最適化に取り組んでいくので、長崎市においても連携を密にし、予算確保も含め、施策の推進を行っていただきたく、意見書を提出するという趣旨を記載しております。

少し長くなりますが、次の 5 ページからの意見書の内容は、全文を読み上げさせていただき、その後、委員の皆さんからご意見を承りたいと思いますのでよろしくお願いします。

―　意見書読み上げ　―

以上が現時点の意見書（案）でございます。それぞれの項目の内容や表現など、ご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。説明は以上でございます。

○議長　ありがとうございました。この件についてご意見などございませんか。

○田中推進委員　法律で意見書を出すというふうになっているみたいなんですけど、意見書を毎年出しているんですが、そのあとのフォローといいますか、それが全然なされていないんじゃないかと思ってですね。これはこれで出されて、そのあと 10 年くらいはずっと出した意見書に対する効果というのを検証していった方がいいんじゃないんでしょうかね。私はそう思うんですけど。出しっぱなしとかになってしまうんじゃないかと。そうしないと農業委員会は今まで何をやってきたのかというのがパッと分かるような図示できるようなものがあれば、私たちもみんなに農業委員会は 10 年間でこうやってきたよと説明できるんですけど。意見書をやって、回答をもらって、それで終わりというのは時間がもったいない気がするんですけど。以上です。

○農政管理係長　ありがとうございます。過去 10 年までは追いかけることができていないんですけれども、少なくとも毎年出した意見書に対する回答が年度末に出てきます。そ

の中で、前向きな回答、検討しますという回答、それぞれいろいろあるんですけれども、その回答を受けて、例えば制度を創設してくださいという要望を出したときに、制度ができましたとなれば、それは要望が通ったということなんですけれども、検討で終わっているところについては、次の年度でも改めて再度要望を出すというようなところで、今回の意見書もそのへんを、例えば意見書の回答を見て、今回の意見書も案として出させていただいている状況です。以上です。

○事務長　補足させてください。なかなか要望を出したとしても予算的な部分があるものですから、すぐすぐ叶えられるというのはないんですけれども、係長が申しましたとおり、我々も皆さんからいただいた意見を吸い上げまして、昨年と同じ意見を出して、実現されたものもあれば、ないものもあると。そういった部分で引き続き継続的に意見を要望していって、例えば研究、検討という回答の部分については継続的に要望していく必要があると思いますので、そういったものは今後も同じようなかたちでやっていきたいと思います。ただ、10 年間の動きの部分についてもありましたので、その部分については少し取りまとめをしたいと思っております。以上です。

○議長　他にございませんか。

○上川農業委員　2 か月ほど前だったと思うんですけど、ハウスの施設の長寿命化に関する要望を意見として挙げているかと思うんですよね。これは追加で挙げてもよろしいんでしょうか。

○農政管理係長　今は案ですので、もちろん追加はできます。

○上川農業委員　案として承って、前回茂木地区から挙がってきた状況の中の内容ですけれども、今ハウスが老朽化している中で、部品の資材提供の支援をしていただくと、今後また寿命が延びていく、営農が継続できるというような方向で意見を頂戴しております。そのへんをご理解いただいて、そういう項目もこの中に加えていただいて、それ相応の対応をしていただければ、私共も帰って、こういう意見をいただいたということでお返しをできると思いますのでよろしくお願いします。

○議長　長寿命化については現在やってるんですよね。留め金、直管とかですね、いろんな部品に対しての補助を琴海では毎年やってるみたいですけどね。

○上川農業委員　琴海では先駆的にやられているということですけれども、茂木地区ではまた事例がなくて、実際ハウスビワの農家からも、どうにかこの要望を挙げてくれないかと。補助の情報が入って来なかったのか、部会から申請が出てこなかったのか分かりませんが、そのへんの要望が多いものですから、対応としてこの取り上げをお願いします。

○議長　農林振興課とも協議していただいて、今やっている補助がどういう状況になっているのか聞いてみてください。

○農政管理係長　補助の要件等を整理して、内容を精査したいと思います。

○議長　他にございませんか。

○岩本農業委員　農業高校生、農業大学生への学費等の支援についてなんですが、それは学校などに要請をしたり対策をしているのか、チラシなんかでですね、こういう要望があ

るからしてくださいということをすることはあるんですか。農業委員だけでは学生の呼び込みをお願いしたいということなんですが、そう簡単にはできないと思うんですよね。そういうチラシとか学校の要請とかがあったとかならしやすいと思うんですけど。

○農政管理係長　今回、この内容で長崎市、市長の方に要望をします。この目的が県内の学生に就農していただくというところを目的としていますので、その学費の支援や就農した後の支援について検討してくださいという、長崎市に対する要望になります。なので、今のところは学生に対する就農（に係る支援制度）の周知というところはされていると思いますが、その次の段階をお願いしますという要望になります。

○岩本農業委員　チラシかなんかで出すということはないんですかね。こういうことで就農の何とかをしていますとかいう感じで、そういうのはないんですかね。

○議長　去年くらいからだったと思うんですけど、ここの農業委員会からも出てもらったことがあるんですが、法人協会と農業会議が主催して、就農フェアをやってるんですよ。いろんな法人のブースを出して、そこに大学生、高校生に来ていただいて、そこで農業法人に就農していただくような説明会を何回か、毎年やっていたんですけど、最近はないみたいですけど、私も何回か行きました。今は農業大学校の校長先生とも法人協会が会議を行いまして、就農したい子がいればぜひ県内に就農させてくれというような取組みをやっております。それぞれ活動は進めているんですけれども、やはり農業委員会でやっていったら、大変なことですので、そういった組織の中で県内の農業高校の学生に進んで出資していただいて、子どもたちが就農するなら県内で法人の方に来てもらおうということで、新規就農で就農していただくようなことも研修しながらやっていただくというふうにやっておりますので。ということで活動は一応やっておりますので、市としてもPRをもっとや

ってくれということで、新規就農というのはなかなか大変なことですので、親元就農でようやくやっていけるかというところなので、農業大学校を卒業して研修をして就農すると、やはり研修は 2、3 年ですね、補助金もありますけれども、それでもやはり続かない人も中にはいるわけです。ということで、一応 PR だけはやっていただこうということで要望しておりますのでよろしくお願いします。他にございませんか。

○中山推進委員　先ほどの上川委員からの話の中の補足なんですけれども、長寿命化の補助事業は 32 年過ぎたら、対象にならないというのがありまして、琴海で行われているのは 32 年経過していないハウスでたぶんできていると思うんですよね。私たちがお願いしたのは 32 年経ったハウスでも、修理をするのに補助事業の対象にしてほしいというのがありまして、市の単独事業でそういうことができればいいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○農政管理係長　分かりました。

○議長　他にございませんか。

○城戸農業委員　農業委員、推進委員 12 年しているんですけれども、農業者の高齢化、後継者・担い手不足はずっとこの大きな問題は、なかなか消えないんですね。関係機関と連携と謳っておりますけれども、これがどうもうまくいっていないということで、自ずから動かないとどうにもならないということで、自分たちで 1 年間プロジェクトを組んで、後継者不足をどうにかしないといけないということで、すでに動いております。それと長崎市の長崎創生推進室というのがあるんですが、ここにも行って、こういう人口減対策、農家以外もあるんですけれども、なんとかしないとつぶれてしまうんじゃないかということ

で、行政、農協はなかなか相談に乗ってくれない実情があります。そういうことで、地元は地元で守らないといけないということで危機感を抱いておりますので、そこらへんをもう少し主文で表現できないかと。細かい部分はどうでもいいので。以上要望しておきます。

○議長　ありがとうございました。農協あたりでもですね、担い手の会議をしてまして、今度松崎町のハウスもそういった会議のハウスですので、担い手を育てるためのハウスを農協がやるわけなんです。ですから農協も頑張っておりますので、農協にも意見を言いながらお願いをしたいと思います。今度また、組合長にもお会いしますので、そのへんも話をしておきますのでよろしくお願いします。

　他にございませんか。ないようでしたら、ただ今ご意見をいただいたんですけれども、それらを反映いたしまして、来月の総会で諮らせていただいてよろしいでしょうか。

○委員全員　異議なし

○議長　続きまして、その他の事項 3「農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長　―　農業委員会委員視察研修について説明　―

○議長　ありがとうございました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

―　意見等なし　―

○議長　ないようでしたら続きまして、その他の事項 4「非農地判断の対象について」事

務局から説明をお願いします。

〇農地係長　それでは、その他の事項 4「非農地判断の対象について」の内容についてご説明します。現在、農林水産省は、形骸化した農地の登記を実態に合わせる「非農地判断」を強く推進しています。その最大の理由は、真に守るべき優良農地を地域計画へ集中させることと、効率的な集積･集約化にあります。実態のない農地を書類上残し続けることは、地域の正確な農業インフラの把握を妨げ、現場の活性化を遅らせます。国は、再利用が不可能な土地を速やかに農地法の対象外とすることで、農業委員会が真に守るべき農地の管理・集配分に注力できる環境を目指しています。農地の「確保」と「効率的利用」を両立させるため、客観的かつ的確な非農地判断の推進にご協力をお願いいたします。

それでは、農地法上の非農地判断基準について、国の通知および全国農業会議マニュアルに沿った内容をご説明いたします。今回説明を行う理由としましては、各委員による非農地の判断基準のブレを少なくすることが目的でございます。これまで、非農地判断については、長崎市では、森林化しているか否かの「農地復元の可能性」を重点的に基準としていましたが、国の通知では「農地の継続利用の可能性」にも着目することとなっていますので、この点を含めて説明いたします。

資料別紙③-１の１ページをお開きください。利用状況調査における遊休農地の分類になります。全部で 4 種類あります。①と②は、1 号遊休農地といわれるもので、私たちが言う「A 分類」に相当します。③は耕作されているものの、十分に農地として活用されていない農地です。④は再生しての利用が困難な農地、私たちが言う「B 分類」になります。この「A 分類」「B 分類」というのは、以前あった「荒廃農地調査」で使用された区分です。別紙のカラーの資料にわかりやすく記載していますのでご覧ください。

次に 2 ページをお開きください。非農地判断を行う土地について説明いたします。先ほどのページの④の農地、いわゆる「B 分類」の「再生利用が困難な土地」です。ここで、理

解していただきたいのが、今まで長崎市農業委員会では、赤で記した①の条件を中心に考えて判断してきましたが、国の通知などを読むと②の条件もしっかり検討することとなっています。つまり、農地復元の可能性だけではなく、農地として継続して利用できるかどうか、言い換えれば、これから将来にわたって、農業を営む人が安定して農業の一環として耕作していける生産性がある農地であるか、周囲の開発や急速な山林化、笹、竹、ダンチク（ダテク）、クズ等の周囲からの侵入が避けられない状況や、イノシシやシカによる土壌かく乱、斜面の崩壊、雨水による土壌流出など、様々な要因で農地としての継続利用ができなくなるような農地は非農地判断の対象となります。この部分が今回の説明の重要なポイントです。「農地の継続利用の可能性」を考慮すると、いままで「A 分類」で判定してきたものが「B 分類」に判定されるものも出てくると思われます。今までの事例で言えば、草を刈って耕作できれば育てられるのではないかとういところで、例えば家庭菜園、自家消費の域を出ないというところは、本来の農業にあるべき農地の在り方ではないということで、面積が広いなどがなければ B 分類になるということになります。

3 ページをお開きください。この表は 1 ページ、2 ページで説明した内容を簡単にまとめたものです。

次に 4 ページをお開きください。ここからは、全国農業会議所が参考で示した判断事例を 5 件載せています。①雑木が複数存在し、全体的に山林化しているもの。一見、手前の草を払えば、耕作できると思うんですけれども、全体的に山林化しているため、農地として農業に利用できるかというところで疑問であるというところで事例として挙げられています。②一部が山林化しており、山に隣接しているもの。これも森林が侵食しているケースなんですけれども、よく見ると土がめくれているところがあり、おそらくイノシシ等による土壌かく乱が行われているような土地で、ここを切り開いたとしても、ワイヤーメッシュをしっかり張って管理できればいいんでしょうけど、なかなかそういう担い手も現れないと見込まれるようなところは、国としても非農地として構わないんじゃないかという

ことで挙げられております。③小さく異形であり、復元しても継続して利用することが見込まれない。これは、道路が通ったり、水路等の間だったり、一部だけこういうふうに取り残された農地で、草を刈れば作物が栽培できるんじゃないかということですけれども、農業として考えた場合に果たして耕作していけるのかということを考えると厳しいのではないかということで非農地判断の対象となりうるとなっております。④周辺の山林化により、復元しても継続的な利用が見込まれないもの。ここについては面積が広いので、今までの考え方だと耕作できるのではないかと思われますが、例えば手前に軽トラが乗り付けられる場所があるなど、通える環境があればいいのですが、ここの場合は周辺が山林化しており、そういったこともできないと思われます。山林化も笹や竹などやツル性の植物が生えていると、手の施しようがない状態になってしまいますので、周辺の山林化というのは、おそらく日当たり、日照の問題も考えられます。そういったところも考え方によっては、継続的に農地として利用できないと考えられます。⑤周辺の開発等により、機械の侵入が困難なもの。ここは線路と宅地の間にある農地なんですけれども、こういったところに、例えば耕運機とか持って来れるかというところで、ここは面積はあまりなさそうですけれども、広くてもここでは線路もあるので汚れもでますし、そういった面で農地としての継続性がないのではないかという判断になっております。あくまで、この事例は参考であり、個別の事例では、利用可能な農地と判断されることもありますので、ご注意ください。この資料は、皆様、自宅に持ち帰って今後の参考資料として活用してください。よろしくお願いします。説明は以上です。

○議長　ありがとうございました。この件について、ご質問はございませんか。

○上川農業委員　的外れな質問になるかもしれませんが、土地の所有者からして非農地にした場合の利点、欠点があれば説明をいただければと思います。

○農地係長　所有者から見た非農地判断の利点は、まず所有者の方が耕作の意思を持っていれば、非農地化はせず、我々が行っている年次の分でもまだ耕作するということになるんですけれども、現実的には、こういうところに限って言えば、耕作の意思がない、耕作ができない、遠方に住んでいるということで、農地になると売買などの権利移転に制約がありますので、非農地化すれば自由に売買ができる、権利移転ができるということがあります。事務局に非農地の相談に来る方のほとんどが、権利移転、売買の目的で非農地化されているということが多いようです。

○上川農業委員　もう一点、税制上の観点からいったら、どういうふうになるんですか。

○農地係長　一概には言えないんですけれども、固定資産税でいえば、農地を非農地化すると、山林、原野になりますけれども、計算式はよく分からないんですけれども、そこまで差は出ないと思います。山林、原野になったことで税額が大きく上がるということはないと思いますし、原野になれば下がるんではないかと思います。

○上川農業委員　なぜかというと、よくこういうふうにしませんかといったところで、片方からも一方通行の意見として言って、地主としてどういうような問題、また利点欠点あるのか質問をされた場合に、お返しをする場合の対応方法を農業委員が持っていなければならないのかなと思っておりますので、併せて意見として申し上げておきます。

○農地係長　そういった質問、相談を受けたときの回答について、今後作成して、皆さんに配布したいと考えております。

〇議長　他にありませんか。ないようでしたら続きまして、その他の事項 5「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について」で及びその他の事項 6「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」事務局から説明をお願いいたします。

〇農政管理係長　それでは、その他の事項 5 及び 6 について、続けて説明させていただきます。まず、その他の事項 5「全国農業新聞の定期購読目標及び農業者年金加入者目標の達成状況について」でございますが、左上に③と記載したその他の事項の資料の 10 ページをご覧ください。現在の購読部数は先月の報告以降、1 件の新規申込がありましたので、今年度の目標部数 102 部に対し、現購読部数は 87 部となっております。11 ページをご覧ください。一番右の欄は未購読の委員数となっており、長崎市は 8 名がまだ申し込みをされておりません。「ながさき農業委員会 1・1 運動」においても、委員全員の購読を方針に掲げておりますので、速やかに購読申し込みをお願いしたいと思います。

また、資料の 12 ページですが、農業者年金加入者については、今年度の目標である新規加入者 3 人に対し、実績はまだありません。どちらも目標達成に向けて引き続きご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

次にその他の事項 6「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について」ご説明いたします。資料 13 ページから 14 ページに「令和 8 年度上半期の活動記録集計表」を記載しております。ご確認いただき、日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は、後ほど事務局にご連絡ください。また、推進委員の皆さんについては、農地の情報を閲覧したり、活動記録を入力できるアプリが入ったタブレットを本日お渡しします。今回新しく委員になられた方などに対して、簡単な操作説明などをこの総会後にさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いします。その他の事項 5 と 6 の説明は以上でございます。

〇議長　ありがとうございました。先ほど事務局からも説明がありましたとおり、全国農業新聞の購読申し込みをされていない方は、できるだけ早く申込をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

　最後に、その他の事項 7「令和 8 年 10 月、11 月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

〇農政管理係長　―　行事予定について説明　―

〇議長　ありがとうございました。それでは、これで 9 月の農業委員会総会を終了させていただきます。お疲れ様でした。